

広島県告示第八百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年十月一日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

林御寺線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市瀬戸田町林字小米山三三二七番一地从先から 尾道市瀬戸田町林字小米山三三二八番一地从先まで		七・一〇〇 三・〇〇	八五・〇〇	八五・〇〇	
	六・〇〇〇 二〇〇	七・一〇〇 三・〇〇			
	八七・〇〇				ダブルウェイ (仮設迂回路)